

船舶事故調査報告書

令和4年7月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和3年8月8日 15時00分ごろ
発生場所	大阪府阪南港第3区 阪南港泉佐野沖防波堤北灯台から真方位050° 1,760m付近 (概位 北緯34° 26.8′ 東経135° 19.9′)
事故の概要	水上オートバイ <sup>よしこうぎょう</sup> 喜工業は、浮体をえい航して遊走中、また、水上オートバイエルインターナショナル <sup>ゼットアール</sup> ZRは、遊走中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和3年8月17日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 水上オートバイ 喜工業、0.2トン 250-60632大阪、合同会社喜工業 B 水上オートバイ エルインターナショナルZR、0.1トン 270-49310大阪、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、特殊小型 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 船首部船底外板に擦過傷 B 右舷船首部外板に亀裂を伴う擦過傷及び機関に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.3m、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、2人が搭乘する浮体をえい航し、阪南港第3区の大阪府貝塚市二色の浜公園海浜緑地の砂浜（以下「本件砂浜」という。）の南西方沖を南西進中、A船の船首部とB船の右舷船首部とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、立って操縦し、約5km/hの対地速力で北西進中、船長Bが、右舷前方の本件砂浜に止まっているA船を認めた。 船長Bは、A船が砂浜に上がった状態なので、そのまま発進しないと思い、前路の見張りに集中し、針路及び速力を保持して北西進を続けていたところ、右舷方から接近するA船に気付いたものの、どうすることもできず、B船の右舷船首部とA船の船首部とが衝突し、B船は転覆した。 B船は1人乗りのスタンドアップタイプ（立ち乗り型）であった。
分析	A船は、南西進中、B船と衝突したものと考えられるが、船長Aから情報が得られなかったことから、衝突に至った状況を明らかにする

	<p>ことができなかった。</p> <p>B船は、北西進中、右舷前方の本件砂浜に止まっているA船を認めた際、A船が発進しないと予期し、前路の見張りに意識を向け、同じ針路及び速力で航行を続けたことから、接近するA船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、A船が南西進中、B船が北西進中、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水上オートバイの船長は、発進する際、周囲の状況を確認してから発進すること。</li> <li>・水上オートバイの船長は、航行中、浮体をえい航して止まっている水上オートバイを認めた場合、そのまま発進しないとの予断を持たず、常時、周囲の船の動静に注意し、適切な見張りを行うこと。</li> </ul>